

後援及び共催に関する標準事務取扱要領

【趣旨】

第1条 財団法人山口県国際交流協会（以下「協会」という。）が、他団体と共催する事業及び他団体が行う事業の後援に関して必要な事項を定めるものとする。

【用語の定義】

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催とは、その事業の実施にあたり企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援とは、その事業の趣旨に賛同し開催を援助するために名義使用を認めることをいう。

【承諾の基準】

第3条 共催・後援（以下「共催等」という。）の承諾は、次の各号に掲げる承諾基準に該当する場合に行うものとする。

- (1) 事業の主催者についての承諾基準
 - ア 国際交流・国際協力等の国際活動を行っている団体であること。
 - イ 団体の所在地・組織・運営が明確であること。
- (2) 事業目的及び内容についての承諾基準
 - ア 事業の内容が、国際交流・国際協力の促進に寄与するものであること。
 - イ 山口県内で実施する事業であること、又は山口県民を対象とした事業であること。
 - ウ 主催者の事業遂行能力が十分であると認められ、かつ、開催の日時及び場所並びに運営が適切であると認められること。
 - エ 広く県民に公開されるものであること。
 - オ 営利又は商業的宣伝意図を目的とする事業でないこと。
 - カ 政治的活動又は宗教的活動に深く関わる事業でないこと。
 - キ 公共の安全又は善良な風俗を害するおそれのある事業でないこと。

【承諾の手続】

第4条 共催等の承諾は、次の各号の掲げる手続きによるものとする。

- (1) 共催等の承諾を受けようとするものは、あらかじめ別記様式第1号により申請を行うこと。
- (2) 承諾の通知は、別記様式第2号による。
- (3) 事業を行うにあたり、違法又は著しく公益を害する等、理事長が不相当と認める行為がある場合、承諾を取り消すことができる。

附則

この要領は、平成21年1月1日から実施する。